

# 外国人の方も住民票が必要になります

## (平成24年7月9日から)

### 外国人で運転免許試験を受験する方

住民基本台帳法の改正により、外国国籍の方も日本人と同じように住民基本台帳制度の対象となり

運転免許試験を受験する場合は

国籍の記載された住民票の写しを提出

身分を証明する書類を提示

(パスポート、在留カード、特別永住者証明書等)

既に、日本の運転免許をお持ちの方で、他の種類の免許を受験する場合は

運転免許証を提示することで、住民票の提出は不要

住民票の写しは、発行日から6ヶ月以内のもの(コピー(複写)・複製をしたものは不可)

### 外国人で記載事項変更をする方

運転免許証のほか

国籍・氏名を変更する場合

国籍の記載された住民票の写しを提出

住所だけを変更する場合

国籍の記載された住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書、その他官公庁が発行した郵便物(発行日から6ヶ月以内のもの)のいずれか一つを提示

住民票の写しは、発行日から6ヶ月以内のもの(コピー(複写)・複製をしたものは不可)

### 問い合わせ先

群馬県総合交通センター

運転免許課 試験係・免許係

027-253-9300